

青少年育成団体についての新ルール

①団体登録の方法(新規登録)

団体登録の方法 (新規登録)	オンラインフォームによる申請
-------------------	----------------

②更新申請の方法

更新申請の方法	オンラインフォームによる申請
---------	----------------

③登録の有効期間

有効期間	登録された年度の末日(1年間)
------	-----------------

④提出書類

提出書類	会員名簿(オンラインフォームから提出)
------	---------------------

⑤登録基準

登録基準	① <u>社会教育関係団体であること。※</u> ② 指導者(青少年育成団体に所属し、当該団体の小・中学生に指導を行う者をいう。以下同じ。)、代表者及び役員を除いた構成員が小・中学生で構成された団体であり、指導者、代表者及び役員を除いた構成員の5分の4以上が市内在住であること。 ③ 指導者に対して支払う費用は、交通費及び用具代その他必要最小限のものであり、指導料などの報酬が支払われていないこと。 ④ 狛江市社会教育関係団体登録要綱第3条第1項に基づく登録の際に、ホームグラウンドとして学校施設を選択していること。
------	--

※社会教育関係団体であることが要件化されました。次回更新(令和8年度末)時に社会教育関係団体ではない団体は青少年育成団体として更新ができません。

⑥青少年育成団体抽選予約期間

学校施設	使用日3カ月前の20日から26日まで。 27日抽選。
------	-------------------------------

⑦一般(随時)予約期間

学校施設	使用日2カ月前の12日午前5時から使用日の14日前まで。
------	------------------------------

⑧ホーム(主に活動する学校施設)として選択した学校施設の抽選予約件数の制限

学校施設	月12区分までとする。
------	-------------

※一般(随時)予約件数の制限はありません。

⑨一般(随時)予約の使用料の支払い方法

学校施設	一般(随時)予約申請後、7日以内。(申請日含む) キャッシュレス決済(クレジットカード、Pay-easy、PayPay(PayPayは令和8年4月から)) 現金の場合は狛江市役所3階社会教育課窓口にて支払い
------	--

※学校施設の施設使用料免除は、ホームグラウンドに指定した学校のみに変更になりました。

⑩入場方法	
入場方法	通知された暗証番号でスマートロックから鍵を取り出し、施設を開錠してください。 ※狛江第二中学校はスマートロックはありません。

⑪ホームグラウンドの変更	
学校施設	抽選期間(毎月20日～26日)を除く期間に1か月に1回変更することができます。

⑫使用料金の還付	
学校施設	使用者都合のキャンセルによる使用料金の還付はありません。

◆ 問い合わせ

狛江市 教育委員会 教育部 社会教育課 社会教育係（市役所3階）
〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市役所
電話 03(3430)1111 内線2373